

課税標準額の特例を受ける償却資産（一部抜粋 令和5年8月1日現在）

根拠法令		適用対象資産	特例率	添付書類
条	項			
地方税法第349条の3	2項	ガス事業用資産	最初の5年間 3分の1 次の5年間 3分の2	ガス事業法に基づく許可の写し
	5項	内航船舶 ※遊覧船、遊漁船、モーターボート等は対象外	2分の1	不要
	27項 28項 29項	家庭的保育事業・居宅訪問型保育事業及び事業所内保育事業（定員5人以下）の用に供するもの	3分の2	認可証の写し
地方税法附則第15条	2項1号	暫定排水基準が適用されている事業者が新たに取得する油水分離装置、沈殿又は浮上装置等の汚水又は廃液の処理施設	3分の2 (R4.4.1～R6.3.31 取得のもの)	指定施設設置届出書の写し等
	14項	都市再生緊急整備地域内の都市開発事業により取得した公共施設等	最初の5年間 2分の1 (R2.4.1～R8.3.31 取得のもの)	民間都市再生事業計画認定書の写し
	23項1号	指定避難施設に附属する避難の用に供する償却資産	最初の5年間 6分の5 (H30.4.1～R6.3.31 取得のもの)	管理協定の写し
	23項2号	協定避難施設に附属する避難の用に供する償却資産	最初の5年間 3分の2 (H30.4.1～R6.3.31 取得のもの)	
	25項1号 25項2号	太陽光発電設備（自家消費型発電設備で再生可能エネルギー事業者支援事業費補助金を受けたものが対象）	出力1,000kw未満 最初の3年間 2分の1 出力1,000kw以上 最初の3年間 12分の7 (H30.4.1～R6.3.31 取得のもの)	補助金決定通知書の写し等
	25項1号 25項2号	風力発電設備	出力20kw未満 最初の3年間 12分の7 出力20kw以上 最初の3年間 2分の1 (H30.4.1～R6.3.31 取得のもの)	経済産業大臣の認定に係る証明の写し等
25項2号 25項3号	水力発電設備	出力5,000kw未満 最初の3年間 3分の1 出力5,000kw以上 最初の3年間 12分の7 (R2.4.1～R6.3.31 取得のもの)		

根拠法令		適用対象資産	特例率	添付書類
条	項			
地方税法附則第15条	25項1号 25項3号	地熱発電設備	出力1,000kw未満 最初の3年間 2分の1 出力1,000kw以上 最初の3年間 3分の1 (H30.4.1～R6.3.31 取得のもの)	経済産業大臣の認定に係る証明の写し等
	25項1号 25項3号	バイオマス発電設備	出力10,000kw未満 最初の3年間 3分の1 出力10,000kw以上 20,000kw 未満 最初の3年間 2分の1 (H30.4.1～R6.3.31 取得のもの)	
	32項	特定事業所内保育施設の用に供するもの	最初の5年間 3分の1 (H29.4.1～R6.3.31 設置されたもの)	・企業主導型保育事業費(運営費)助成決定通知書の写し ・認可外保育施設設置届出書の写し
	45項	先端設備等 (R5.4.1 以降取得のもの) ・機械及び装置 ・工具、器具及び備品 ・建物附属設備	賃上げ表明を行わない場合 最初の3年間 2分の1 (R5.4.1～R7.3.31 取得のもの) 賃上げ表明を行う場合 最初の5年間 3分の1 (R5.4.1～R6.3.31 取得のもの) 最初の4年間 3分の1 (R6.4.1～R7.3.31 取得のもの)	・認定経営革新等支援機関が発行する投資計画に関する確認書 ・投資計画に関する確認依頼書 ・基準への適合状況に関する書類 (認定経営革新等支援機関に提出したものの写し) ※賃上げ方針表明による特例率の適用を希望する場合 ・従業員への賃上げ方針の表明を証する書面
地方税法附則旧第64条	先端設備等 (R5.3.31 以前取得のもの) ・機械及び装置 ・工具、器具及び備品 ・建物附属設備 ・構築物 ・事業用家屋 (対象資産をお持ちの方はご相談ください)	最初の3年間 ゼロ (R2.4.30～R5.3.31 取得のもの)	・認定設備等導入計画に係る申請書及び認定書の写し ・認定支援機関確認書の写し ・工業会等の証明の写し (ただし、事業用家屋を除く) ・事業用家屋の特例を受ける場合は、建物の登記簿謄本の写し等	

※特例を受けた資産は、種類別明細書に特例率が表示されます。(企業電算方式で申告の場合を除く)

※前年度までに特例の適用を受けた資産は、再度の特例に係る届出の必要はありません。

※「特例率」欄内に記載の期間より前に取得した資産についても、特例の適用を受けられる場合がありますので、該当すると思われる資産をお持ちの方はご相談ください。